

## 第7回 幹事会 議事内容

2022年10月18日

幹事長 飯島奈絵

10月18日（火）正午～午後1時 堂島法律事務所会議室，Zoom ミーティング

《議事の内容（予定）》

- 1 12月総会の招集【決議】
- 2 会費免除申請承認の件
- 3 上田副会長 女性理事者努力義務規定新設の説明
- 4 各種委員会からの活動報告／選考，政策，広報，研修，親睦，若手会
- 5 大弁会務・日弁連理事会報告
- 6 各種行事の案内

以上

春秋会政策委員会報告（第7回）

2022年10月12日実施分  
政策委員長 中島宏治

## 1 政策シンポ1回目（10/7）について

- ・日程：10月7日（金）18：30～@1205会議室（ハイブリッド）
- ・内容：弁護士の人権活動は持続可能か

～「ひまわり」の活動を通して人権活動の可能性を探る～

### ・会計報告

① 会場代 12,100円

② 講師謝礼 90,000円

合計 102,100円

プラスコピー代追加あり（高江）

- ・政策シンポ1回目のアンケートから。

- とても勉強になりました。「ひまわり」の活動領域もこんなに広がっていたのですね。業務としての持続可能性、大事です難しいです。頑張りましょう。
- 高齢者、障がい者の取り組みの拡がりがよくわかりました。地に足をつけた活動をされていることも感じ、改めて敬意を表したいと思います。シンポジウムのねらいは、これらの活動をどう持続可能にするかということだったようですが、司会者も指摘されていたように、時間がなくなりましたね。その点について青木さんが、法律扶助の抜本的改革の必要性について説明されたのは、まとめとして良かったと思います。ひまわりで拡大されている活動についてそこでの費用の工面も必要でしょうが、日本は、法的な問題を、それぞれの甲斐性の問題だとか欲得や損得の問題と捉え、それぞれが自助努力で片づけるべきという思い込みが政治家、学者などに強いので、やはりそこを変える必要があるように思います。日弁連は決議を考えているようですが、法律扶助の償還制を給付制にすること、弁護士報酬を適正化することが必要だと思います。法務大臣は、今年春の通常国会で、民訴法改正の議論において、委員から給付制にすべきではないかとの質問があった際、当事者が負担するのが日本における国民感情だ思うという趣旨の答弁をしていました。諸外国は、裁判をする権利をはじめ、司法を利用する権利が民衆にはあると古くから考えているようです。法的な仕事について法律家に費用を支払うのは当然であって、その負担を当事者、国、保険などにするかという問題としてとらえるのがよいと思います。費用の問題を、弁護士がもたらう費用を要求する問題とするのではなく、司法や法的支援を求めることができる国民の権利の問題であるというとらえ方をすべきではないか、と思います。ともかくパネリストの皆様をはじめ今日のシンポジウムを準備された皆様、お疲れさまでした。
- ひまわりの活動内容がよく分かりました。

- 弁護士の人権活動の持続可能性は、これからの弁護士の業務を考えて行く上で重要なテーマであると思います。その点、今回は、ひまわりを具体的素材にして、様々な観点から過去および現状の報告と分析をされて、非常に分かりやすく、また貴重な気づきを得ることができたと思います。辻川先生のジュネーブでの日本審査に行かれた際のお話しは興味深く聞かせていただきました。特に、日本からの NGO から 120 人も参加していたという点は、こういった国際会議に NGO が欠かせない存在となって、政府視点のみで進行させず、市民ネットワークによる複合的な視点で審査するという時代が本格化している実態を垣間見た思いがしました。パネルディスカッションで、ひまわりの活動の中で、本来は国がしなければならない部分を、弁護士及び弁護士会の負担のもとで行っている部分がおおいことを改めて確認できました。こういった活動は人権を守るべき国の責務であって、これを持続的に維持していくためには、本来は収支バランスが取れるようにしなければならないところです。このことをより強く訴えていかないとならないと再認識しました。ホームロイヤー制度はこれからの弁護士業務拡大の視点で重要な方向性だと思います。協力に推進していくことが必要だと感じました。

- ・政策シンポ 1 回目を振り返って

参加者は約 40 名（講師含む）

企画はとても良かった。

若手の参加者が少なかったのが残念。今後は若手会との共催にするなどの工夫を。

ハイブリッドでの困難さ。会議用マイクを使う予定が音を十分に拾えず、急遽各自のノート PC から入ることになった。

今後のノウハウを生かすべく、進行予定表をブラッシュアップしていく。

## 2 政策シンポ（2回目）について

- ・内容：弁護団について

弁護団活動の意義や楽しいところを強調する。

視点として、弁護士会と弁護団の関係も触れたい（110番からできた弁護団など）。

原発弁護団、生活保護弁護団など

環境、消費者、労働など分野にバラエティが欲しい。

春秋会MLにて、自薦・他薦問わず募集をかける。

10月28日～の春秋会旅行時に案内だけでも出せるようにしたい。

- ・日程：1月～2月（候補日だけでもピックアップしたい）

1月中に新人歓迎会

2月4日（土）人権フェスタ

その翌週～翌々週あたりがいいのでは？

候補日 2月13日（月）18：00～20：00で調整

### 3 政策委員会メンバーについて

鋭意募集中

今後の対策 一本釣り 参加する若手に過度の負担をかけること

### 4 今後の政策委員会の日程

⇒いずれも12時～13時@ZOOM

1月16日(水) 12月14日(水)

1月11日(水) 2月15日(水)

3月8日(水)

以上

大阪弁護士会会員各位  
春秋会会員各位

幹事長 飯島奈絵  
政策委員長 中島宏治

## 弁護士の人権活動は持続可能か

～「ひまわり」の活動を通して人権活動の可能性を探る～

弁護士の人権活動は時代とともに多様化し、活動領域が広がっていますが、それに伴い、増大する活動を個々の弁護士の志だけで支えていくことができるかなど、課題も生じてきているように思われます。

高齢者・障害者総合支援センター運営委員会（ひまわり）は、1998年に発足して以来、当初は週1回だった電話相談は平日毎日まで増設され、家裁からの成年後見人等の推薦依頼件数は年間約600件に上るなど、活動量が増大するとともに、各市町村に設置の地域包括支援センター等の相談支援機関を対象にした法律相談事業を展開するなど、新たな領域にもその活動を広げてきています。

また、今年も、障害者権利条約の関係で日本国政府が国連障害者委員会の審査を受けることから、進展する人権の課題へのさらなる取組の強化も求められています。

そこで、「ひまわり」の活動を通して、弁護士の活動が新たな領域に広がっていく可能性を探るとともに、人権活動を持続可能な形で維持し、発展させていくうえでの課題について考えるため、本シンポジウムを企画しました。

是非、多数の皆様にご参加いただき、ともに考えたいと思います。

### <パネリスト>

- ◆辻川圭乃さん 委員長・日弁連「罪に問われた障がい者の刑事弁護PT」（※）座長
- ◆小山操子さん 元委員長・「地域包括支援事業推進PT」座長
- ◆東奈央さん 障害者部会担当副委員長・日弁連「精神障害のある人の強制入院廃止及び尊厳確立実現本部」（※）事務局
- ◆中西基さん 元委員長・「後見人等推薦PT」座長・法律相談部会担当副委員長
- ◆松尾洋輔さん 元委員長・「ホームロイヤー導入PT」座長

### <コーディネーター>

- ◆高江俊名さん 元委員長・日弁連「成年後見制度利用促進法対応PT」（※）事務局長
- （※）日弁連高齢者障害者権利支援センター内

**日時：10月7日（金）18：30～20：30**

**場所：大阪弁護士会1205号室 ※オンラインあり**

お申し込みは、  
こちらのQR  
コードから  
(→→→→→)



※お問い合わせ先： 中島 宏治 (TEL06-6944-1271)

2022年度第7回幹事会報告（広報委員会）

2022年10月14日

広報委員長 堀川 智子

1 広報委員会の活動概要

- (1) 会報発行（年2回） 2020年度から通年電子化
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月） 2020年度から
- (3) HP編集（年度初め及び随時）
- (4) メーリスアドバイザー運営
- (5) その他
  - ・委員会開催（毎月）
  - ・委員会ML等利用しての情報共有及び意見交換（随時）

2 2022年度広報委員

担当副幹事長西原和彦（55期）

委員長堀川智子（57期）、副委員長広瀬元太郎（60期）、  
有村とく子（50期）、中森俊久（55期）、山口昌之（58期）、  
浦寛幸（59期）、柳勝久（61期）、山田寛子（65期）、  
金星姫（66期）、木場晶子（67期）、田村瞳（67期）、  
板崎遼（67期）、吉留慧（68期）、高一成（69期）、  
根本俊太郎（70）、佐久間ひろみ（71期）、足立敦史（71期）、  
村本健司（71期）、河野哲平（71期）、才木晴幹（72期）、  
久井大輝（73期）、山本こずえ（73期）、  
佐々木崇人（74期）、神澤鈴子（74期）  
以上、現在25名

3 2022年度活動予定

- (1) 会報（電子版）発行（年2回）
- (2) 会員向けニュースレター（電子版）発行（毎月）
- (3) HP編集
- (4) メーリスアドバイザー運営
- (5) 広報委員会の活動のあり方及び予算についての提言など

4 2022年度活動報告（9月10日から10月14日まで）

- (1) ニュースレター9月号発行（9月1日）、全11頁

- (2) HP更新
- ・2022. 9. 20 「議事録」に「第6回 幹事会資料」掲載
  - ・2022. 9. 22 「議事録」に「第6回 幹事会議事録」掲載
  - ・2022. 9. 26 「議事録」に「9月総会資料」掲載
  - ・2022. 10. 3 「議事録」に「9月総会議事録」掲載
  - ・2022. 10. 5 「ご報告」に「春秋会ニュースレター2022. 10」掲載
- (3) 会報秋号（第107号）
- ・2022. 9. 26 案内チラシ配布
  - ・同日 電子版リリース ※ 総会報告
  - ・2022. 10. 5 印刷版配布開始  
裁判所、検察庁、記者クラブ、近弁連管内弁護士会  
希望者へ随時（委員外では現在4名）
- (4) 第6回広報委員会（10月14日実施）ハイブリッド方式（予定）
- ① ニュースレター（NL）11、12月号発行準備
    - ・行事告知の確認
    - ・原稿依頼及び回収状況の確認
    - ・行事報告&執行部だより担当確認
    - ・その他記事内容
  - ② 次回委員会の持ち方
    - ・昼開催（試験実施）の検討
  - ③ 会報春号準備（段取り）
    - ・幹事長
    - ・新旧役員挨拶
    - ・新役員応援（リスト依頼、氏名・期及び連絡先、他会派の場合は会派も）
    - ・新旧執行部挨拶
    - ・特集記事（企画検討）
    - ・新人紹介（75期）
    - ・会員名簿
    - ・編集後記
    - ・表紙、裏表紙
- (5) 委員懇親会
- ・10月14日懇親会（予定）
  - ※ 9月9日開催 12名分委員会活性化費精算申請  
8月以前分について申請の可能性あり
- (6) その他委員会MLその他を利用しての情報共有及び意見交換

- ・ 幹事会の議題（広報関連）
- ・ 会報秋号（校正チェック、電子版リリース、印刷版発注納品・配布状況等）
- ・ NL10月号（原稿集約、校正チェック等）、NL11月号
- ・ 委員会昼開催（試験実施）

以 上

取扱注意  
(パスワード  
掲載のための)

春秋会会報 第107号  
**Shunjuu**  
SEP.2022

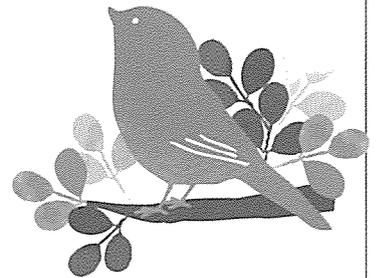
特集Ⅰ 福田 健次 会長インタビュー

特集Ⅱ 和歌山企画「捕鯨について考える」



## CONTENTS

- 1 巻頭言  
- 春秋会幹事長 飯島 奈絵 -
- 2 副会長報告  
- 大阪弁護士会副会長 黒田 愛 -
- 3 特集Ⅰ 福田 健次 会長インタビュー
- 4 特集Ⅱ 和歌山企画
- 5 弁護士生活 40 年を振り返って
- 6 弁護士生活 10 年を振り返って
- 7 新人紹介
- 8 会員名簿
- 9 編集後記



# 春秋会会報「Shunjuu」

## 電子版 閲覧方法

パソコン

タブレット

スマホ

- ・インターネット通信可能な環境でご覧いただけます
- ・春秋会ホームページにアクセスし、会報 をクリック
- ・アプリダウンロードは不要！

→パスワード sjk を入力するとご覧頂けます。(閲覧には期限がございます)

<http://osaka-shunjyu-kai.com/magazine/>

大阪春秋会



QR コードを読み込めば  
簡単に読めます



諸事情により、印刷版（簡易版）をご希望の方は、下記宛てにメールまたは FAX でご連絡をお願いします。  
印刷版は、数に限りがございますので、品切れの場合はご容赦ください。

ご連絡は、春秋会広報委員長 堀川智子 <horikawa@lion-law.com>、  
FAX : 06-4706-8529 >まで。

春秋会研修委員会 報告 2022年10月18日幹事会

文責：西念

## 1 第3回 春秋会研修企画に向けて準備中

日時：11月7日（月）18時30分～20時30分（17時30分集合）予定

場所：大阪弁護士会館10階 1001号・1002号室

開催方法：対面とZOOMのハイブリッド

【演題】；「裁判官！当職そこが知りたかったのです。」あれから5年…」

～これを知らずに民事裁判に臨むなんて～

【講演内容】「裁判官！当職そこが知りたかったのです。」の中からテーマを選ぶ

【講師紹介】岡口基一裁判官（46期）、中村真弁護士（56期）

【担当者】 今井、中原、松浦

- ・リアル参加の定員増 ぜひ奮ってご参加を！
- ・研修単位認定取得OK
- ・司会は、田積（万が一のことがあれば渡部）
- ・冒頭に岡口裁判官による講演
- ・その後、パネルディスカッション（プロット鋭意作成中）
- ・新刊書籍も案内
- ・謝礼等 岡口裁判官には謝礼＋交通費、宿泊費  
交通費は現在の居住場所を確認、宿泊費はホテルを本人に手配して頂く  
→ 飯島先生から確認  
中村弁護士には、同額の謝礼をする
- ・懇親会（春秋会員に呼びかけ中、ぜひ参加を！）  
→ タベルナキンタ貸し切り

## 2 第4回 春秋会研修企画

日時； タイミングとしては、春の想定でも良いのではないかと？

アパレル的に良い時期に設定。これまでが秋だったことを踏まえ。

- ・着こなし研修

【担当者】 渡部、中原

阪急メンズ館の方をお願いする想定

昨年、話し足りなかったことがある！と仰って下さっている。

メンズでパッケージになっている企画なので、レディースは諦める。

そもそも、レディースは幅が広すぎる

メンズ館内の部屋を使う。 18時～のイメージ。

→ 春の想定で仕切り直し

### 3 第5回以降の研修企画

- ・若手会との共催企画 保留の方向

コロナの再拡大等を受けて

【担当者】 島袋、金、杉野（若手会の担当役員）

- ・「プリズン・サークル」 <https://prison-circle.com/> 自主上映企画

取材の対象となっている島根あさひ社会復帰促進センターは、官民協働の新しい刑務所です（いわゆる、Private Finance Initiative）。

→ 内容が大変興味深いのでやる方向で考えたい。

時期 場所 有料とするか？ 例えば岩本先生のトークを交えるとか？

上映+トークだと3時間くらいの企画となってしまう

コロナの状況によってはリアル開催に難あるかも、時期の検討

【担当者】 → 継続協議とする

- ・他に、よい企画の候補はありませんか？

小野順子さんの投稿があったことから、司法記者のオシゴトとか？

### 4 委員会活動活性化費、会務関係費用支出ガイドラインについて

→ 研修委員会内の懇親会行事をやる方向で検討。

但し、コロナがもう少し収まった段階で。

### 5 次回以降の研修委員会の日時

原則として、毎月第3木曜日のランチタイム（12時～13時）にZOOMでとします。

10月20日（木）、11月17日（木）、12月15日（木）

1月19日（木）、2月16日（木）、3月16日（木）

以上

第 7 回 幹事会報告（親睦委員会）

令和 4 年 1 0 月 1 8 日  
親睦委員長 宮下泰彦

1 7 3 期 7 4 期 新人 歓迎 旅行 の 打 合 せ

日程：令和 4 年 1 0 月 2 8 日（金）・2 9 日（土） 1 泊 2 日

場所：金沢

代金：1 人 8 8, 0 0 0 円

7 0 ～ 7 2 期 5 5, 0 0 0 円

7 3 ・ 7 4 期 無 料

行程：2 8 日

9 時 1 2 分 JR 大 阪 駅 発 → 1 1 時 5 8 分 JR 金 沢 駅 着

昼 食 ・ 千 里 浜 な ぎ さ ド ラ イ ブ ウ ェ イ （ バ ス 移 動 ）

1 6 時 3 0 分 加 賀 屋 「 雪 月 花 」 着 宴 会 予 定

2 9 日

9 時 宿 出 発 → 1 0 時 1 5 分 金 沢 市 内 （ 兼 六 園 ）

昼 食 ・ 自 由 散 策 近 江 町 市 場 ・ ひ が し 茶 屋 街 な ど

1 5 時 1 9 分 JR 金 沢 駅 発 → 1 8 時 0 9 分 JR 大 阪 駅 着

**参 加 者 3 4 名**

参 加 者 の 先 生 方 に は 予 め 行 き の 電 車 の チ ケ ッ ト を お 送 り し ま す 。

集 合 は 電 車 座 席 で お 願 い し ま す 。

2 ワ イ ン の タ ベ

日 程 ： 令 和 4 年 1 1 月 2 2 日 火 曜 日

場 所 ： リ ー ガ ロ イ ヤ ル ホ テ ル

参 加 募 集 ： 4 0 名

事 務 員 ・ ご 家 族 の 方 な ど の 同 伴 可 （ 子 供 の 同 伴 に つ い て は 確 認 中 ）

詳 細 が 確 定 次 第 正 式 に 募 集 い た し ま す 。

3 7 5 期 新 人 歓 迎 会

候 補 日 ： 令 和 5 年 2 月 1 3 日 も し く は 2 0 日

4 7 5 期 新 人 歓 迎 旅 行

候 補 日 ： 令 和 5 年 3 月 1 8 日 1 9 日

## 令和4年度春秋会若手会世話役会議 第8回議事録

令和4年9月28日

## 1 日時・場所

令和4年9月28日(水)11:00~12:00 @zoom

## 2 参加者 (敬称略)

堀智弘	富井和哉	杉野龍太	阿武修平	池田建人
稲生貴子	河野哲平	田村瞳	西祐輔	

## 3 議題

## (1) 破産研修② (西)

日程：令和4年9月28日(水)18時～

場所：弁護士会館+zoom

参加者：13名予定 (zoom 含め)

⇒ (加筆) 開催済み。任意で懇親会も開催し、多数の若手が参加してくれた。

## (2) グランピング (田村)

日程：令和4年11月5日(土)～6日(日)

翌日10時チェックアウト、その後は昼食を食べてから大阪にて解散予定

場所：ザランタン (The Lantown) 東かがわ | ベッセルおおち

香川県東かがわ市馬篠1200

<https://glampicks.jp/glamping/g269/>

移動：マイクロバス(正座席18～21+補助席4～6)

備考：各種アクティビティあり。

現在：11人参加確定 (追加募集中)

費用：～69期：8000円、70～72期：5000円、73～74期：無料

二日目はうどん屋さんを予約済み

## (3) 若手会対抗ゴルフ (河野)

日程：令和4年11月19日(土) 9:10 スタート

場所：有馬ロイヤルゴルフクラブ ノーブルコース

会費：5,000円、プレーフィーは各自精算

参加者：6名確定

## (4) 地曳網企画 (稲生)

中止

## (5) 美食会 (堀)

日程：12月又は1月に開催 (できれば12月)

流れ：お店決定→日程調整→告知

お店：世話役メンバーが候補を提示

(5) カート大会（池田）  
春頃（2～3月）に企画予定

(6) 追いコン  
3月上旬までに開催予定

## 5 次回会議

10/19(水)12:00～@zoom

以上

令和 4 年（2022 年）10 月 18 日

## 会 務 報 告 (7)

副会長 黒田 愛

大阪弁護士会

1. 9 月 20 日(火) 自治部門会議・懇親会
2. 9 月 21 日(水) 常議員会
3. 9 月 22 日(木) MBS 収録
4. 9 月 26 日(月) 司法記者クラブとの昼食懇談会  
※ 外国語での外国人法律相談の予約受付を開始しました。
5. 10 月 4 日(火) 最高裁判所裁判官候補者推薦に関する協議会（第 3 回）／常議員会
6. 10 月 6 日(木) 臨時総会
7. 10 月 9 日(日) 運動会
8. 10 月 13 日(木) きもの等販売被害 110 番

9.

近弁連

- 第 32 回 近弁連人権大会 11 月 25 日(金) 琵琶湖ホテル  
シンポジウム：12:00～14:30 Zoom 参加可  
第 1 分科会 日本学術会議会員任命拒否問題からみる行政と「法の支配」  
～行政権の「暴走」…その背景と是正への展望～  
第 2 分科会 日本の死刑制度はどうなっているのか？～正しい情報に基づいたオープンな議論を～  
大会： 14:50～ Zoom 参加可 懇親会； 18:30～  
お申込みフォーム：<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/2022kinbenren/jinken/>（11/7(月)まで）

日弁連

- 9 月 29 日(木)・30 日(金) 人権大会
- 10 月 18 日(火)・19 日(水) 令和 4 年度理事会 第 7 回

## 【審議事項】

- ・ 死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言案の件（継続）
- ・ 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT 関係）の見直し
- ・ 名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件に関する勧告書案
- ・ 裁量労働制実態調査の結果を踏まえ、規制強化も含む裁量労働制の見直しを求める意見書案
- ・ 自然人の自己破産手続等における公告制度の見直しを求める意見書案の件（継続） など

## 【要請事項】

- ・ 「罪に問われた障がい者等の刑事弁護等支援制度案」の新設に関する意見照会
- ・ 「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び同規則」改正案に関する意見照会
- ・ 担保法制に関する全国勉強会の件

## 幹事会用資料

### 「女性理事者の数（割合）に関する努力義務規定新設の件」

- 資料 1-1 上申書（改訂版）
- 資料 1-2 大弁女性会員割合の推移（2010 年度～）
- 資料 1-3 第三次大弁男女共同参画推進基本計画（抜粋）
- 資料 2 答申書（割合 PT）
- 資料 3 PT 答申書に対する意見
- 資料 4 PT 答申書に対する当年度執行部の方針
- 資料 5 女性理事者促進 PT 設置要綱
- 資料 6 単位会の女性理事者選出方法
- 資料 7 第二東京弁護士会会則一部改正（新旧対照表）
- 資料 8 日弁連会則. 役員選任規程（抜粋）

以 上

2022年（令和4年）10月11日

大阪弁護士会  
会長 福田 健次 殿

男女共同参画推進本部  
本部長代行 滝口 広子

## 上 申 書

### 第1 上申の趣旨

今年度の臨時総会に、当会会則の改正議案を提出いただきたい。

会則改正議案の内容は、第45条（役員）に続いて、第45条の2（会長及び副会長の構成）として「本会は、会長及び副会長における女性会員の人数が2名以上となるように努めなければならない。」という努力義務規定を新設するものである。

### 第2 上申の理由

#### 1 はじめに

今日では国際的にも国内的にも、男女が等しく組織の政策・方針決定過程へ参画することは、人権や社会正義に関わる問題として広く認知されるに至っております。しかし、我が国の国政、企業活動、さらには私たちの弁護士会の現状を挙げるまでもなく、社会的実態としては、各方面における女性の参画は遅延しており（世界経済フォーラムの調査によるジェンダーギャップ指数国別ランキングによると、令和4年度（2022年度）は146か国中経済分野では121位、政治分野では139位）、女性の参画を積極的に推進すべきとの社会的要請は日増しに高まっているところです。その方策として、到達すべき目標や期限を設定すること、環境の整備をすること、クォータ制を導入することなどの様々なポジティブアクションを取る必要があるということは、民主主義の要請であるとも言えます。

#### 2 令和2年3月2日付大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高めるための方策検討プロジェクトチームによる答申の内容

当会においても、従前よりこの問題に取り組んでおり、平成21年には大阪弁護士会男女共同参画推進基本計画（以下、「基本計画」といいます。）を策定し（以後5年ごとに見直し、現在は第三次基本計画）、「会長および副会長（以下「理事者」といいます。）に占める女性会員の割合を、本会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する。」ことを目標として掲げ、以後の基本計画においても同目標を掲げ続けてきました。しかしながら、同目標を達成するには女性理事者を2名以上選出する必要があるところ、結果としてこれを継続的に実現することはできていません。

これを受け、令和元年に「大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高める方策検討チーム」（以下、「割合PT」といいます。）が立ち上げられました。割合PTにおいて、各会派からの意見聴取、会員に向けてのアンケート等を行い、議論が進められた結果、令和2年3月2日付で概略以下のとおりの答申（以下、「本答申」といいます。）が出されるに至っております。

### (1) 積極的改善措置（ポジティブアクション）の導入

当会の理事者のうち、女性会員の割合を高めるための方策として、「当会の理事者における女性会員の人数を2名以上とし、その状態を継続する」ことを内容とするポジティブアクションを導入すべきである。

### (2) その具体的方策

- ① 会則を改正し、第45条の2（会長及び副会長の構成）として、「本会は、会長及び副会長における女性会員の人数が2名以上となるよう、努めなければならない」という努力義務規定を新設する
- ② 女性会員が理事者に就任することを支援ないし促進するための環境整備等を所管する機関ないし部署を設置する
- ③ 会派間申し合わせを行うよう促し、その申し合わせ内容の実現に向けて支援する
  - ア 基本的には、会派間で協議して、女性理事者が2名となるように候補者を推薦する
  - イ それができない場合に備えて、②が会派横断的に女性の理事者候補者に関する情報を収集し会派に情報提供ないし提案する
  - ウ アが困難と予想される場合には、イによって提供された情報ないし提案を尊重し、当該女性候補者がいずれかの会派に所属する場合には、当該会派において他の候補者をおいても、当該女性候補者を推薦すべく準備する。イによって提案された女性候補者が無所属の場合には、会長候補者を推薦する会派が副会長の推薦を控える。
  - エ この協議は、令和4年度（2022年度）の候補者推薦から開始する。
- ④ 上記①ないし③の方策を導入して5年を経過した後、理事者における女性会員の人数が2名以上となる状態が継続しておらず、その見通しが立たない場合にはクォータ制の導入といった、より積極的なポジティブアクションを検討する

## 3 本答申を受けた動き

本答申を受け、令和3年（2021年）3月に、「女性会員が大阪弁護士会の理事者に就任することを促進するための環境整備等の検討プロジェクトチーム」（以下、「女性理事者促進PT」といいます。）が設置されました。

女性理事者促進PTは、本答申の中で記載されている、「女性会員が理事者に就任することを支援ないし促進するための環境整備等を所管する機関」としての位置づけを持ち、そのための活動を行っています。

また、女性理事者促進PTは、本答申の中で記載されている、「会派間申し合わせを行うよう促し、その申し合わせ内容の実現に向けて支援する」活動を行っていますが、令和4年度（2022年度）は女性理事者は1名にとどまり、令和5年度（2023年度）は女性理事者は0名となることが見込まれています。また、令和6年度（2024年度）以降も、継続的に安定して女性理事者2名という目標を達成することは、相当困難であることが予想されている状況です。

## 4 会則改正の必要性

### (1) 現在の弁護士会を取り巻く環境

今日では、組織の意思決定過程への女性の参画が行われているか否かは、当該組織の理念を端的に示すものとの社会的合意が形成されつつあります。この点に

において、日本社会は世界的な標準に照らして著しく後進しておりますが、今や国内においても、特に女性や若年層を中心に、このような認識は次第に強まっています。

弁護士会は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としているところ、実態として弁護士会の執行部において女性の十分な参画がないどころか、目標設定として会の規則において努力義務すら設けていないということは、弁護士会が上記の問題意識を有していないとの誤ったメッセージと受け止められかねません。このような状況を放置していれば、弁護士会は、人口の半数を占める女性や、ジェンダーの平等について現代的な感覚を備えた若い世代を中心とした社会からの信頼を得ることは困難です。

また、当会執行部は、積極的に広報活動を行い、公私の団体と交流がありますが、当会における男女共同参画の後進性は執行部の男女構成から一目瞭然であり、当会の社会的評価を棄損する恐れがあります。殊に、近年当会は各国の弁護士会との交流が増えていますが、女性理事者が複数名いないということになれば、強い違和感を持たれることは必至です。

なお、令和3年3月3日付（府共第133号—3）で、内閣府男女共同参画局長から、日本弁護士会連合会会長宛に、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）が発せられており、その中で、クォータ制を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組がさらに広がるよう検討の要請がなされています。

## **(2) 本答申の重要性を看過すべきではないこと**

本答申は、構成員の中に女性が一定以上の割合を占めることで、性別の多様性のみならず、女性の中の多様性も反映されるとされていることをふまえ、弁護士の使命として、人口の半数が女性である社会の多様なニーズにこたえることが不可欠であることから、弁護士会の理事者の多様性もまた不可欠であると指摘しています。

そのうえで、選挙制度に直接効力を及ぼすような会則改正や制度設計をおこなう方法は、一部の会員から相当な反発を受けることが予測されるため、将来の課題としつつ、まずは、努力義務規定を会則に新設することを求めています。そして、その根拠として、「常議員会が承認して定められた当会の男女共同参画推進基本計画に、10年来、理事者の女性割合を会員の女性割合と同程度以上とするとの目標が掲げられながら、なお目標達成に及んでいない現状に鑑みれば、当会として、本件目標の達成に向けたより強い意志表明をする必要がある」と述べています。また、「本会の組織・活動を規律する基本的な規則である会則に、努力義務を掲げることにより、当会会員に対して本件目標達成の必要性がより周知され、会内における本件目標達成へ向けた具体的な推進力につながるだけでなく、対外的にも、当会が社会の一員として男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことができる」とされています。

本答申では、ポジティブアクションの具体的な方策の1つ目の項目として、努力義務規定の新設が記載されており、ポジティブアクションの具体的な方策の2つ目の項目に記載されている、女性理事者就任の支援促進のための機関の設置自体と、時期を前後させることなく実施されるべきものと考えられていたことは、書面の記載から明らかです。努力義務規定は、女性理事者就任の支援促進のための機関（女性理事者促進PT）の活動を下支えする役割をも果たすことに思いをいたせば、速やかに本答申の実現（努力義務規定の新設）に着手すべきものと考

えます。

### (3) 理事者の中に女性理事者が複数人存在することが必要であること

理事者が担当する業務は多岐にわたりますが、そのなかには、女性が担当することが期待される業務というものが、存在します。

たとえば、当会では、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメントや性別を理由とする差別取扱いを受けているとの弁護士や事務職員からの相談対応窓口を設けていますが、その相談者の多くは女性であり、ハラスメントへの対応方針を決定する担当理事者に、女性の立場を実体験として理解できる女性が含まれていることは、対応の適切性を担保する上で有効なものと考えます。

また、当会のサステナブルな活動のためには、当会の職員がその能力を発揮できる環境整備が必要となること、家事・育児・介護の負担（以下、「家庭責任」といいます。）と両立できないこと等を理由とする職員の離職をできる限り防止することは必須です。そのためには、理事者の中に、家庭責任を担っている者の視点は必要であると考えます。

もちろん、弁護士の支援を必要とする市民の半数は女性であるところ、当会の対外的な活動や会長声明等の意見表明の決定過程に、女性の視点が必要となることは、言うまでもありません。

また、日弁連理事の選出については、近弁連内での申し合わせがあります。この申し合わせによれば、当会は、毎年日弁連理事を3ないし4名選出することとなっており、複数名の理事を選出する単位会においては、女性会員を1名以上選出するよう努めるとの取り決めがあります。このため、当会は、毎年、1名以上の女性理事を選出することが求められています。さらに、上記申し合わせでは、各単位会からの理事選出人数が変動するルールも定められていますので、近弁連管内の他の単位会が複数名の理事を選出しない年度が生じることとなっています。その場合、日弁連では理事に占める女性割合を30パーセント以上となることを目標として掲げていますので（日弁連会則第56条第3項参照）、当会から2名の女性理事を選出することが強く求められる年度があります。また、これとは別枠で、近弁連から、隔年で1名、男女共同参画推進特別措置（女性理事クォータ制）による女性理事候補者を選出することとなっており、当会も12年に1度、女性理事を選出する必要があります。当会から複数の女性理事を選出する場合、そのうち1名は女性副会長を選出することが、近年恒例となっており、このような状況をふまえますと、当会から安定的に日弁連の女性理事を選出するためには、その給源の一つである当会の理事者には女性が必要であるといえます。

なお、女性理事者は、1名いれば十分ということではありません。一般的には、意思決定に影響を及ぼすために必要な最低限の人数（割合）は、30パーセントと言われております。そして、それ以下の割合では、意見を述べても、個人の特異な意見としてとらえられ、意思決定に影響を与えられないと言われております。また、ただ1名の女性理事者が、現実に存在する多様な女性会員、女性職員、女性市民の多様な意見を踏まえた意見を述べることにはそもそも限界があります。多様な女性の考え方を踏まえた意見を意思決定過程に顕出した上で、意思決定に影響を及ぼし得るためには、（本来であれば少なくとも30パーセントが必要ではあるのですが、現実の女性会員の割合等も考慮しますと、）少なくとも2名（複数）が必要であると考えます。

## 5 新設を求める会則案の内容について

割合PTにおいて、答申を作成するにあたり、会則に設ける努力義務規定の内容をどのようなものとすべきかの議論がなされました。

この点、当会の男女共同参画推進基本計画では、「理事者の女性割合を会員の女性割合と同程度以上とする」ことを目標として掲げていることとのバランスで、会則に新設する規定でも、「理事者の女性割合を会員の女性割合と同程度以上とする」ように努めるとすべきではないかとの意見が出ていたとのことです。

しかし、会員の女性割合は、刻々と、変動するものであるため、努力目標となるべき「人数」が、一義的に明確とはならないことから、そのような規定を会則に設けることについての疑義が示されたことや、従前、女性理事者「2名」を前提として、会派の幹事会などで意見を聴取してきたこと等をふまえ、最終的には、「理事者における女性会員の人数を2名以上とする」ように努めるとする規定を設けるべきとする答申の内容となった経緯があります。

このような経緯に鑑みれば、答申のとおりの規定を新設するのが適切であると思料いたします。

## 6 反対意見について

当会において、女性理事者割合の増加を目指すという理念そのものに対しては、反対の意見はないものと思料いたします。

もっとも、女性理事者の人数を2名以上とする努力義務規定の創設案に対しては、そのような規定を設けるだけでは意味がなく、むしろ、まずは環境整備に努めるべきであるとの反対意見が考えられるところです。

しかしながら、努力義務規定の創設と環境整備は、先後関係にあるものではなく、いわば車の両輪のように両立するものです。割合PTの答申書の内容は、端的にそのことを示しています。そして、現在、女性理事者促進PTにより、環境整備についての検討が継続されているところ、努力義務規定は、女性理事者割合の増加の実現可能性を高めるために、これから検討、導入されるであろう各種方策や活動に根拠を与え、これらを裏付ける役割を果たすこととなります。

## 7 結語

以上の通りですから、第1 上申の趣旨記載のとおり努力義務規定を会則に設けることを求めます。

以上

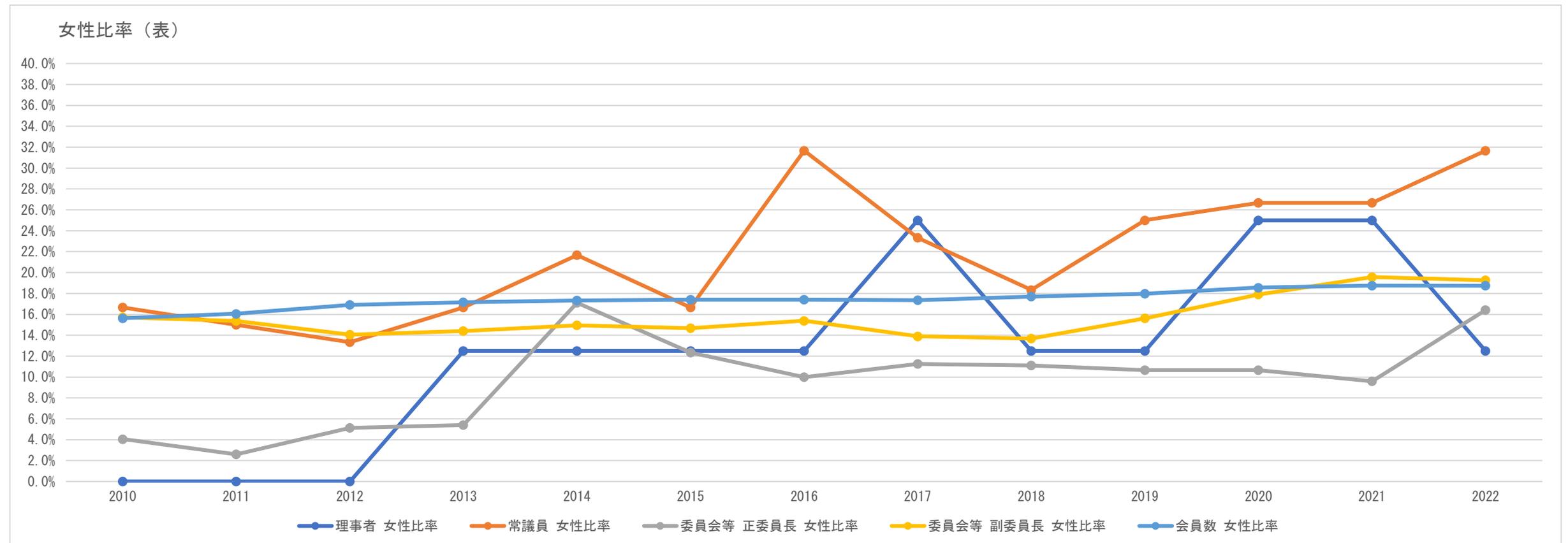
## 大阪弁護士会 理事者・常議員会・正副委員長における女性会員比率

2022年（令和4年）9月時点

年度	理事者			常議員			委員会等 正委員長※1			委員会等 副委員長※2			会員数		
	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率
2010	8	0	0.0%	60	10	16.7%	74	3	4.1%	458	72	15.7%	2,680	419	15.6%
2011	8	0	0.0%	60	9	15.0%	77	2	2.6%	462	71	15.4%	2,853	458	16.1%
2012	8	0	0.0%	60	8	13.3%	78	4	5.1%	441	62	14.1%	3,016	510	16.9%
2013	8	1	12.5%	60	10	16.7%	74	4	5.4%	472	68	14.4%	3,177	545	17.2%
2014	8	1	12.5%	60	13	21.7%	76	13	17.1%	475	71	14.9%	3,354	581	17.3%
2015	8	1	12.5%	60	10	16.7%	81	10	12.3%	470	69	14.7%	3,532	615	17.4%
2016	8	1	12.5%	60	19	31.7%	80	8	10.0%	442	68	15.4%	3,705	645	17.4%
2017	8	2	25.0%	60	14	23.3%	80	9	11.3%	482	67	13.9%	3,901	677	17.4%
2018	8	1	12.5%	60	11	18.3%	81	9	11.1%	475	65	13.7%	4,056	718	17.7%
2019	8	1	12.5%	60	15	25.0%	75	8	10.7%	474	74	15.6%	4,241	762	18.0%
2020	8	2	25.0%	60	16	26.7%	75	8	10.7%	475	85	17.9%	4,349	807	18.6%
2021	8	2	25.0%	60	16	26.7%	73	7	9.6%	465	91	19.6%	4,527	849	18.8%
2022	8	1	12.5%	60	19	31.7%	67	11	16.4%	457	88	19.3%	4,853	910	18.8%

※1… 委員長、委員長代行、座長、座長代行、本部長、本部長代行

※2… 副委員長、副座長、副本部長



## 1 会務及び会の政策・方針決定過程への女性会員の参加の推進

## 【目標】

(1) 会長および副会長（以下「理事者」という。）に占める女性会員の割合を、本会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する。加えて、理事者の内一定数は必ず女性とする制度（以下「クォータ制」という。）の導入を検討する。

(2) 常議員に占める女性会員の割合を、本会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する。

(3) ひとつの委員会に占める女性会員の割合を、本会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する。

(4) 委員会正副委員長の総数に占める女性会員の割合を、すみやかに本会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する。加えて、各委員会の正副委員長のうち、1名は女性とするよう努力する。

(5) 女性会員が理事者や常議員に就任すること、並びに委員会活動を行い、委員会正副委員長に就任することに対して、積極的に推進するため、女性会員の置かれた実情を踏まえた、多面的な環境整備を進める。

(6) 会長は、多様な女性会員の意見を直接聞き取る会合等を定期的で開催し、会務に反映させる。

(7) 女性法曹の増加に向けて、その給源となる学生・生徒に対する交流を通じて啓発を進め、次世代の育成・増大に努める。

## 【趣旨】

第一次基本計画では第1項目として、「会務並びに会の政策・方針決定過程への女性会員の参加の推進」を掲げ、概要、(1)理事者、(2)常議員に占める女性会員の割合を、本会会員に占める女性会員の割合と同程度とすること、(3)各委員会に必ず複数の女性会員を選任すること、(4)委員会正副委員長の総数に占める女性会員の割合を本会会員に占める女性会員の割合と同程度とすること、(5)女性会員の会務参加促進のための環境整備を進めること、(6)会長が女性会員の意見を聞く会合等を開催し、会務へ反映させることという、6つの具体的目標を掲げ、第二次基本計画においても、引き続きこれが維持されてきた。

この10年間において、常議員に占める女性会員の割合目標は達成され、女性会員のいない委員会も飛躍的に解消された。また、一時保育サービスの提供や子育て支援室（愛称「はぐはぐ」）の設置、刑事当番弁護午前・平日枠制度の制定、出産・育児・介護ハンドブックの改訂、新保育室（キッズルーム）の設置、一時保育サービスの拡充及び子育てネットにおける会員間交流の充実などが実現されたほか、会長をはじめとする当年の執行

部が女性会員の意見を聞き取る会合が毎年開催され、そこから得られた意見が具体的施策（一時保育拡充、刑事当番弁護午前・平日枠制度の設定、各委員会会議の日中開催等）に繋がる等有意義に機能し、充実した成果が得られた。

もともと、理事者に占める女性会員の割合（上記（１））は平成２９年度に達成できたに留まり、少ないながらも未だ女性会員０の委員会も存在する。そして、委員会正副委員長の総数に占める女性会員の割合は未達成である。

このように、現時点においても、女性会員の会務及び会の政策・方針決定過程（以下「会務等」という。）への参加は十分に達せられたとはいえず、またその背景として会務等への参加の給源を確保することが不可欠であることは明らかであって、女性会員の割合の維持・増加の重要性が際立つ。更なる取組みを行うことが肝要であると考えられる。

以上を踏まえると、第三次基本計画にあたっては、第一次及び第二次基本計画の第１項目の６つの具体的目標は、次のように改訂すべきである。（１）の理事者の女性割合については、単なる割合目標を設定するのみではなく、積極的な施策としてクォータ制の導入を検討すべきである。（２）については、目標を達成できたものの、今後もこれを維持するために目標に残すべきである。（３）については、第二次基本計画の目標を概ね達した現状を踏まえてステップアップさせ、女性委員の割合を本会会員に占める女性割合と同等以上にすると目標に変更し、女性の更なる参画を促すべきである。また、（４）は従前未達成な項目ではあるが、各委員会における女性会員の増加に伴い給源が確保することにより、目標を更に引き上げることが可能と考えられる。そして、（５）の必要な環境整備にあたっては、各目標の障害となる事由の究明に務めた上、実情に即した多面的な施策を実施することが重要である。（６）については、女性会員にも多様な個性と能力があるという大前提を踏まえ、多面的な施策を実現する観点が重要であって、女性会員からの意見聴取に際しては、その多様性に配慮すべきである。そして、（７）を追加し、女性法曹の増加に向けて、その給源となる学生・生徒に対する交流を通じて啓発を進め、次世代の育成にも努めていくべきである。

以上の次第で、第三次基本計画においては、第１項目として、冒頭の７つの具体的目標を定めることとする。

2020年（令和2年）3月2日

大阪弁護士会

会長 今川 忠 殿

大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を  
高めるための方策検討プロジェクトチーム

座長 藪野 恒 明



## 答 申 書

令和元年度諮問第1号（大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高めるための方策の件）について以下のとおり答申する。

### 【目次】

第1 答申の趣旨	- 2 -
第2 答申の理由	- 3 -
1 当プロジェクトチームに対する本諮問（令和元年度第1号諮問）の内容	- 3 -
2 答申に向けた当PTの活動概要	- 4 -
3 ポジティブ・アクションを導入することの必要性	- 6 -
4 導入すべきポジティブ・アクションの具体的内容	- 8 -
（1）意見聴取時の検討案に対する意見聴取結果	- 8 -
（2）当会会則に、女性理事者を2名以上とする努力義務規定を新設	- 9 -
（3）女性理事者を増やす環境整備等のための機関ないし部署を当会に設置	- 12 -
（4）本件目標の達成に向けた会派間の申し合わせの促進と支援	- 13 -
（5）ポジティブ・アクションを5年後に見直し	- 14 -
5 今後の課題	- 15 -

## 第1 答申の趣旨

- 1 大阪弁護士会（以下「当会」という。）の会長・副会長（以下「理事者」という。）のうち女性会員の割合を高めるための方策として、「当会の理事者における女性会員の人数を2名以上とし、その状態を継続する」ことを内容とする積極的改善措置（以下「ポジティブ・アクション」という。）を導入すべきである。
- 2 ポジティブ・アクション導入の具体的な方策として、次の事項を採用することを提案する。
  - (1) 当会会則を改正し、第45条（役員）に続いて、第45条の2（会長及び副会長の構成）として「本会は、会長および副会長における女性会員の人数が2名以上となるように努めなければならない。」という努力義務規定を新設すること
  - (2) 女性会員が当会の理事者に就任することを支援ないし促進するための環境整備等を所掌する機関ないし部署を当会に設置すること
  - (3) 理事者における女性会員の人数が2名以上となることの実現に向けて、会派間で理事者候補者の推薦にあたって以下のような内容の申し合わせを行うように促し、その申し合わせ内容の実現に向けて支援すること
    - ① 基本的には、会派間で協議し、女性理事者が2名以上となるよう、理事者候補者を推薦する。
    - ② 会派間の協議で女性の理事者候補者2名以上の推薦が困難となる場合に備えて、当会が設置する機関ないし部署が、会派横断的に（無所属の会員も対象に含めて）女性の理事者候補者に関する情報を収集し、各会派に情報提供ないし提案する。
    - ③ 会派間の協議で女性の理事者候補者2名以上の推薦が困難と予想される場合には、②によって提供された情報ないし提案を尊重し、提案された女性候補者がいずれかの会派に所属する場合には、当該会派において他の候補者を措いても、当該女性候補者を推薦すべく準備する。②によって提案された女性候補者が無所属の場合には、会長候補者を推薦する

会派が副会長の推薦を控える。

- ④ 理事者候補者の推薦のための各会派における手続（選考委員会）等が、通常、具体的な理事者候補者を念頭に、前年度の初期から具体的に始動している現状に鑑みて、この協議は2022年度の理事者候補者に関して開始するものとする。

- (4) (1) ないし (3) の方策を導入して5年を経過した後、理事者における女性会員の人数が2名以上となる状態が継続しておらず、その見通しが期待できない場合には、女性理事者の定数化や選挙制度の改正等（いわゆるクォータ制の導入）といった、より積極的なポジティブ・アクションの導入について再度検討すること

## 第2 答申の理由

- 1 当プロジェクトチーム（以下「当PT」という。）に対する本諮問（令和元年度第1号諮問）の内容

当PTへの本諮問の諮問事項は、

- 「1 大阪弁護士会の会長・副会長（以下「理事者」という。）のうち女性会員の割合を高めるための方策  
2 前号に関連して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入の可否及びその方策」

というものであり、諮問理由の概要は、以下のとおりである。

- ・ 当会は、2009年（平成21年）から男女共同参画推進基本計画を策定し、女性会員の政策・方針決定過程への参画拡大のための具体的な目標の一つとして「当会の理事者に占める女性会員の割合を、当会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する」こと（以下「本件目標」という。）を掲げている。当会会員に占める女性会員の割合は、概ね18パーセントで推移しているため、本件目標を達成するには、女性理事者が2名必要となるところ、その後、本件目標を達成できたのは201

7年度（平成29年度）の一度のみである。そのような経過に鑑みて2019年（平成31年）3月に策定された第三次男女共同参画推進基本計画では、本件目標を実現する手段として、理事者のうち一定数を必ず女性とする制度（クォータ制）の導入を検討することが目標として新設された。

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、日本政府も、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30パーセント程度とする目標を掲げ、ポジティブ・アクションを推進して関係機関へ働きかけている。これは、構成員の中に女性が一定以上の割合を占めることで、性別の多様性のみならず、女性の中の多様性も反映されるところ、そのために必要な割合は少なくとも30パーセント程度と言われている、いわゆる「黄金の30パーセント理論」に基づくものである。
- ・ 弁護士の使命として、人口の半数が女性である社会の多様なニーズに応えることが不可欠であり、そのためには理事者構成の多様性もまた不可欠である。日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）も第二東京弁護士会（以下「二弁」という。）も既にポジティブ・アクションを採用して一定の成果を得ている。当会においては、この10年間、クォータ制に限らず、ポジティブ・アクションの導入についても具体的な議論がなされていない。

## 2 答申に向けた当PTの活動概要

当PTは、答申に向けて以下のような活動（議論、調査、意見聴取等）を行った。

- (1) 2019年（令和元年）5月に当PTが設置された後、同年6月から、毎月1回、PT会議を開催し、本諮問事項を中心に委員間の意見交換を行った。
- (2) 二弁の小林哲也会員を招いて、二弁において女性副会長を2名とするためのポジティブ・アクションをとった経緯や具体的な内容について説明を受けた。

説明によると、二弁では、会則の中の選挙に関する規定を改正して、「副会長について、男性及び女性の比率がいずれも30%以上となるよう、環境の整備に努めなければならない」という努力義務規定を新設するとともに、さ

らに、副会長の定員数である6名を超える立候補者がある場合には、女性立候補者2名が優先的に当選する（女性立候補者が2名以内の場合は投票でなく常議員会承認により当選し、女性立候補者が3名以上の場合は立候補者全員について投票を行った上で、女性立候補者のうち上位2名は当然当選となる。）規定を新設した。

(3) 当会の副会長を経験した女性委員2名から、順次、副会長の具体的な職務内容等の説明を受けた。

(4) 各会派の幹事長によって開催されている幹事長会において、下記事項に関する意見聴取を行った。

① 副会長の選出について各会派から推薦する慣行がある中、女性副会長2名の就任を得るために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を採ることについて

② ポジティブ・アクションの具体的方策として、次のⅠⅡの素材（素案）について

Ⅰ 会派間の申し合わせにより、各年度で女性副会長2名を推薦するルールを作る方法。

具体的な申し合わせ内容の一例は次のとおり。

i 基本的には、各会派間の調整によって各年度女性副会長2名を推薦する。

ii 各会派間の調整では女性副会長2名を推薦できない場合に備えて、会派横断的に（無所属の会員も対象に含めて）女性副会長候補者を見いだす機関を当会男女共同参画推進本部内に設ける（ただし、これは申し合わせ内容ではなく、後記③のとおり、弁護士会がこのような機関を設置する。）。

iii iiの機関によって見いだされた女性候補者が、いずれかの会派に所属する場合には、当該会派において他の候補者を措いても、当該女性候補者を推薦する。

iv iiの機関によって見いだされた女性候補者が無所属の場合には、会長候補者を推薦する会派が副会長の推薦を控える。

Ⅱ 制度的な裏付けがなければ恒常的に女性副会長2名の就任は実現し

ないとして、例えば、二弁のような選挙制度（女性候補者が優先的に当選する制度）を設ける方法。

- ③ ポジティブ・アクションの採否、採る場合の方策にかかわらず、恒常的に女性の理事者候補者を得ることが必要であるところ、そのための施策として、大阪弁護士会の中に、女性会員が理事者に就任しやすい環境を整えて、女性会員を啓発するとともに、女性の理事者候補者を発掘して、理事者への就任を後押しするような機関を設けることについて（これまで弁護士会の組織として、そのような機関・担当部署が設けられたことはないので）
- (5) 各会派の幹事会に赴き、(4)の幹事長会と同様の事項について意見聴取を行った。
- (6) 当会の全会員に向けて、(4)(5)同様の事項について意見聴取のアンケート調査を行った。

### 3 ポジティブ・アクションを導入することの必要性

当PT委員の意見交換だけでなく、前記のとおり各会派幹事長会あるいは各会派の幹事会等、他の様々な意見聴取を行ったところ、本諮問理由において指摘されているとおり、当会は男女共同参画推進基本計画において、「当会の理事者に占める女性会員の割合を、当会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続する」という本件目標を掲げながら、これを達成できていない現状があり、この現状を改善して本件目標を達成するためには何らかの方策が必要であることについては、共通認識であることが確認できた。

そして、本件目標を達成するための方策として、女性会員が理事者に就任することを積極的に支援する、何らかのポジティブ・アクションを導入すべきであるというのが大多数の意見であることも確認できた。

この点、現時点でポジティブ・アクションを導入するのではなく、まずは女性会員の会務等への参加を促し、理事者に就任しやすくなるための環境を整備することに取り組むべきであり、その上で一定期間が経過しても、なお女性理事者の自然増がみられず、本件目標が達成できないような場合に、はじめてポ

ジティブ・アクションを導入すべきであるとする慎重意見も少数ながら見受けられた。

しかし、慎重意見が具体的な環境整備の方策として指摘する内容は、既に当会の男女共同参画推進基本計画において目標として掲げられており、ほぼ達成できているものである。例えば、当会委員会等の開催時間帯の見直し（夜時間帯から昼時間帯へ）については、現在、相当数の委員会等で実施されているところである。また、常議員や各委員会等の正副委員長職における女性会員の割合についても、やはりこの数年で既に相当改善されており、当会会員に占める女性会員の割合に近いところまで到達している。

にもかかわらず、女性会員の理事者への就任については、直近10年間で本件目標を達成できたのが一度しかなかったのが現状である。この現状を打破するためには、今後更に相当年数をかけて環境整備に取り組んでいるだけでは成果が期待できず、やはり女性理事者を増やすためのより直接的な方策として、何らかのポジティブ・アクションを導入することが必要と考えられる。

実際、日弁連や二弁においても、具体的な方策の違いはあるものの、ポジティブ・アクションを導入することによって、女性会員の理事者を増やすことに成功しており、また、ポジティブ・アクションを導入したことによって何らかの弊害が生じたという報告は上がっていない。

そして、本諮問理由にも指摘されているとおり、弁護士および弁護士会が社会において担うべき役割、使命に鑑みれば、当会も積極的かつ早急に、指導的地位といえる理事者について女性会員が占める割合を増やし、本件目標の達成に向けたより明確な内容のポジティブ・アクションを導入することが必要不可欠と考える。具体的には、理事者が8名（会長1名、副会長7名）で、当会会員に占める女性会員の割合が約18パーセントであることから、本件目標内容をより具体的に明記する趣旨で、「当会の理事者における女性会員の人数を2名以上<sup>1</sup>とし、その状態を継続する」ことを内容とするポジティブ・アクションを導入すべきである。

---

<sup>1</sup> 8名×0.18＝1.44名となるので、本件目標（当会の理事者に占める女性会員の割合を、当会会員に占める女性会員の割合と同程度以上とし、その状態を継続すること）の達成に必要な女性理事者の人数は「2名以上」となる。

なお、ポジティブ・アクションを導入することが女性会員への過剰な負担と  
ならないか懸念する意見もみられ、前記慎重意見が環境整備の必要性を指摘し  
ていること、従前より理事者の職務負担の大きさが男女問わず懸案となってき  
たこと等に鑑みれば、女性会員が理事者に就任しやすくなるための環境整備に  
ついては、さらなる改善を目指して、ポジティブ・アクションの導入と同時に  
継続的に取り組むべきものと考えられる。

#### 4 導入すべきポジティブ・アクションの具体的内容

##### (1) 意見聴取時の検討案（前記2（4）②のⅠ案、Ⅱ案）に対する意見聴取結 果

当PTが各会派幹事長会や幹事会において意見を聴取する際には、当会に  
おいては副会長の定員が7名であり、基本的には、7つの各会派がそれぞれ  
副会長候補者を推薦しているという慣行があることに鑑みて、仮にポジティ  
ブ・アクションを導入するとした場合の具体的な方策案として、「Ⅰ 会派  
間の申し合わせにより、弁護士会の新設機関と協働して女性副会長2名を推  
薦するルールを設ける方法」と「Ⅱ 二弁のように女性候補者を優先的に副  
会長に当選させる選挙制度を設ける方法」の2案を提示していた（前記2  
（4）②Ⅰ、Ⅱ参照）。

各意見聴取においては、Ⅰ案に賛同する意見が多く、Ⅱ案については賛同  
する意見があるものの、強く反対する意見も多くみられた。

Ⅰ案に賛同する理由として挙げられた意見は、概ね「当会では会派の組織  
率が高く、基本的には各会派がそれぞれ副会長候補者を推薦し、そのまま当  
選することが慣行となっている以上、女性副会長を2名推薦できるよう、各  
会派で申し合わせをすることが現状に馴染みやすく、導入しやすい。最近で  
は、各会派が推薦すべき候補者の人材発掘に苦慮することもあり、各会派間  
と弁護士会の機関とが候補者の人材に関する情報を共有することで、推薦す  
べき女性候補者の層が厚くなることが期待できる。」というものであった。

Ⅱ案に反対する理由として挙げられた意見は、概ね「理事者選挙という民  
主制、平等性が強く要求される制度において、会則改正によって女性会員を

優先的に当選させるような制度を設けることには躊躇がある」というものであった。

これに対して、Ⅱ案に賛同する理由として挙げられた意見は、概ね「Ⅰ案のように、各会派間の申し合わせをすることも、その効力（強制力）が不明である以上、ポジティブ・アクションとしての効果は期待できない。会則等の制度的な裏付けがあつて、はじめて会員の意識が変わり、女性理事者増員が実現されることになる。二弁がポジティブ・アクション導入後、選挙制度を発動せずに会派間の協議で継続して女性副会長候補者2名を輩出できているのは、会則改正による裏付けがあるからこそではないか。また、会則や制度の改革など、弁護士会としての具体的な対応策を対外的に示すことが重要ではないか。」というものであった。

また、Ⅰ案とⅡ案を選択的に採用するのではなく、制度的な裏付けを設けた上で、各会派と弁護士会の機関が協働して女性理事者を増やすことを目指すべきであるから、Ⅰ案とⅡ案を合わせて採用すべきとする意見もみられた。

なお、Ⅰ案に関連して、大阪弁護士会の中に、環境整備や啓発、女性会員の理事者候補者の発掘を担う機関ないし部署を設けることについては、賛同意見が多数であった。この点、あくまで私的な団体である会派と弁護士会の機関とが協働することについて、お互いどのような関係性や影響力をもって機能するのか懸念する意見もあつたが、両者の協働は、本件目標を共通の目標として認識し、そのための人材等の情報を共有することを中心とするものとし、相互の活動方針を拘束するような影響力までは及ぼさないように制度設計することで、両者が相反するという懸念は十分払拭できると考えられる。

以上の意見聴取結果の検討をふまえ、当PTとしては、以下のような内容のポジティブ・アクションを導入することが妥当と考え、提案する。

## (2) 当会会則に、女性理事者を2名以上とする努力義務規定を新設

前記意見聴取結果からすると、選挙制度に直接効力を及ぼすような会則改正や制度設計を行う方法は、一般会員や各会派の運営を担っている会員から相当な反発を受けることが予測され、多数の賛同を得ることが困難と考えられる。

もっとも、常議員会が承認して定められた当会の男女共同参画推進基本計画に、10年来理事者の女性割合を会員の女性割合と同程度以上とする本件目標が掲げられながら、なお目標達成に及んでいない現状に鑑みれば、当会として、本件目標の達成に向けたより強い意思表示をする必要がある。具体的には、本会の組織・活動を規律する基本的な規則である会則に、本件目標を達成するために必要な努力義務を掲げることが考えられる。そうすることで、当会会員に対して本件目標達成の必要性がより周知され、会内における本件目標達成へ向けた具体的な推進力に繋がるだけでなく、対外的にも、当会が社会の一員として男女共同参画推進に積極的に取り組んでいる姿勢を示すことが期待できる。

そこで、当会会則を改正し、第45条(役員)<sup>2</sup>に続いて、第45条の2(会長及び副会長の構成)として「本会は、会長および副会長における女性会員の人数が2名以上となるように努めなければならない。」という努力義務規定を新設することを提案する。

この点、上記のような努力義務規定の新設だけでなく、二弁のように、女性会員を優先的に理事者に当選させる選挙制度を会則若しくは選挙規程において定める意見もあるが、各意見聴取等の結果をふまえると、前記のとおり、少なくとも現状では選挙制度の改変に対しては会員からの相当な反発が予測される場所である。そして、仮に二弁に倣った選挙制度を導入したとしても、当該制度は、副会長に2名もしくは2名を超える女性の立候補者が現れた場合に初めて女性を優先的に当選させるものであって、そもそも2名以上の女性立候補者を確保できない場合には優先的な効力を発揮できるものではない。なお、7名の副会長の中で女性の副会長の定数を定めるなど、二弁の選挙制度よりもさらに強力な優先的効力を制度化すべきとする具体的な提案は特に提出されなかった。

---

<sup>2</sup> 大阪弁護士会会則第45条(役員)

「1 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

一 会長 一人  
二 副会長 七人  
三 監事 二人

2 役員は、互いに兼ねることができない。」

以上のような事情をふまえれば、当会においては選挙制度に直接的な影響を与える制度設計や会則の改変を行うよりも、あくまで本件目標を達成するために必要な努力義務規定を定めることにとどめるのが妥当であると考え

る。

なお、各意見聴取では、日弁連の副会長選出制度に倣って、現状の副会長7名に加えて、女性副会長2名を増員するという提案もあった。しかし、理事者を増員するか否かは、理事者の職務負担内容に照らして具体的に増員の必要性を検討して結論を得るべきであって、女性理事者の割合を増やすために理事者を増員するという方法は採るべきではない。また、理事者増員による給与等の諸費用の増大が、会員の経済的負担の増加に繋がることに鑑みれば、理事者の増員は抑制的であるべきである。当会の男女共同参画を推進することが本質的な目的であり、女性理事者を増やすという目標は、あくまで目的のための手段である以上、安易に理事者を増員して目標を達成するのではなく、現状の理事者定員の中で、女性会員の割合を増やすことが正当な手段であると考え

る。

ところで、二弁のポジティブ・アクションでは、女性の「副会長」を2名確保する（正確には、副会長について両性の比率がいずれも30%以上となるようにする）ように制度設計されており、会長を除く副会長の人数（二弁では6名）を基に設定されたポジティブ・アクションとなっている。そのため、仮に会長が女性である場合であっても、女性副会長を2名選出するものとされている（実際に、二弁では、ポジティブ・アクション導入後、女性が会長で、かつ女性副会長が2名選出されている年度がある。）。

この点、当会の場合は、もともと男女共同参画推進基本計画において、「会長および副会長（理事者）」の女性割合を会員の女性割合と同程度以上とすることを目標として掲げており、副会長に限定した内容とはなっていない。会長は当会を代表して会務を総理し<sup>3</sup>、副会長はその会長を補佐するものであ

---

<sup>3</sup> 大阪弁護士会会則第46条（会長）

「1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、その事務の一部を副会長に分掌せしめることができる。」

って<sup>4</sup>、実際、会長と副会長が理事者として協働して、会内の政策・方針を決定し、運営していることからすれば、両者を格別分けて議論する必要性はなく、会長と副会長を合わせた人数（当会では8名）を基にして、その女性割合が会員の女性割合と同程度以上となるよう、女性理事者を2名以上とする目標を設定すべきである。

もともと、当会において女性が会長に選出されたのは過去1年度のみであることにかんがみれば、当面の実質的な課題は女性副会長2名以上が毎年度継続して選出されることであるといえる。実際、会長は東京で職務を遂行する日数が多く、その間、副会長が当会会務を担っているという実情にかんがみれば、今後、女性が会長に選出される場合も、副会長に女性2名以上が就任することが望ましい。

### (3) 女性理事者を増やす環境整備等のための機関ないし部署を当会に設置

(2) で示したように、女性理事者を2名以上とするよう、努力義務規定を新設するのであれば、それを具体的に担う機関ないし部署を当会に設置することが妥当である。

従前から、理事者候補者は、基本的に各会派の推薦によって確保されているが、理事者候補者の人材確保に苦慮している現状に鑑みれば、各会派の個別の努力に頼るだけでなく、当会も組織として主体的かつ積極的に理事者の人材確保のための責任を負担すべきであり、特に女性会員の理事者候補者の人材確保については、当会が各会派と情報を共有し、協働して目標達成に向けた活動を担うべきである。

そこで、女性会員が当会の理事者に就任することを支援ないし促進するための環境整備等を所掌する機関ないし部署を当会に設置することを提案する。

その具体的な活動内容としては、次のような事項が考えられる。

<sup>4</sup> 大阪弁護士会会則第47条（副会長）

「1 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は差支えがあるときは、会長の職務を行う。

2 (略) 」

- ① 女性会員の会務活動に参加する意識・意欲をさらに高めるための会務活動に関する情報発信
- ② 女性会員の会務活動に関するロールモデルの提供
- ③ 理事者に就任することによる具体的な職務負担と得られる利点の情報提供
- ④ 理事者の職務のあり方の見直し等、女性会員が理事者に就任するについての障壁軽減に向けた環境整備のための継続的な提言と検証
- ⑤ 女性の理事者候補者を見いだすための資料及び情報の整備、並びに各会派への情報（会派横断的かつ無所属の会員も含めた情報）の提供
- ⑥ 各会派との連絡協議会の開催

このような機関ないし部署を設置して具体的な活動が行われることによって、広く理事者の職務内容が周知され、またその職務の軽減等が図られた結果、将来的には、性別を問わず、会員全体の会務活動への参加意識を高め、理事者候補者の人材を幅広く確保できるようになるという効果も波及的に期待できるであろう。

なお、各会派との協働については、(2)の努力義務規定の内容を共通の目標として認識し、上記⑤ないし⑥による情報共有を中心とすべきであり、各会派の活動方針を拘束するような影響力までは及ぼさないように制度設計することが肝要と考える。ただし、女性会員の理事者就任を促進するには、女性会員が会派活動に積極的かつ継続的に参加できるような環境整備も必要である。したがって、当該機関ないし部署が会派執行部等と会派活動に関する会派の改革・改善の状況について積極的に意見交換することも重要であると考えている。

#### (4) 本件目標の達成に向けた会派間の申し合わせの促進と支援

当会では、従前から理事者候補者について、基本的に各会派からの推薦によって確保されており、当会における会派組織率の高さからすれば、この慣行を基本的に継続した上で、各会派間で理事者候補者となるべき女性会員の情報を共有し、女性理事者を2名以上とする目標の達成に向けた申し合わせを行うことが妥当である。前述したとおり、各意見聴取等においても、会派

間の申し合わせという方法については、現行の選挙制度等について急激な変革を求めるものではなく、現在の慣行にも馴染みやすいので、導入しやすいとして、多数の賛同意見が得られたところである。

そこで、(2)で定める努力義務規定の内容実現に向けて、会派間で理事者候補者の推薦にあたって申し合わせを行うように促し、その申し合わせ内容の実現に向けて当会が支援することを提案する。

具体的な申し合わせの内容については、(3)で設置を提案する当会の機関ないし部署からの情報提供等を尊重したものとすべきであり、例えば、次のような内容が考えられる(前記2(4)②Iとほぼ同内容)。

- ① 基本的には、会派間で協議し、女性理事者が2名以上となるよう、理事者候補者を推薦する。
- ② 会派間の協議で女性の理事者候補者2名以上の推薦が困難となる場合に備えて、当会が設置する機関ないし部署が、会派横断的に(無所属の会員も対象に含めて)女性の理事者候補者に関する情報を収集し、各会派に情報提供ないし提案する。
- ③ 会派間の協議で女性の理事者候補者2名以上の推薦が困難と予想される場合には、②によって提供された情報ないし提案を尊重し、提案された女性候補者がいずれかの会派に所属する場合には、当該会派において他の候補者を措いても、当該女性候補者を推薦すべく準備する。②によって提案された女性候補者が無所属の場合には、会長候補者を推薦する会派が副会長の推薦を控える。
- ④ 理事者候補者の推薦のための各会派における手続(選考委員会)等が、通常、具体的な理事者候補者を念頭に、前年度の初期から具体的に始動している現状に鑑みて、この協議は2022年度の理事者候補者に関して開始するものとする。

現状では選挙制度等の改変を伴うポジティブ・アクションに対しては躊躇ないし反対する意見が多く、導入が困難と思われる以上、採用するポジティブ・アクションとして上記のような申し合わせをすることは不可欠である。当会において、会派が理事者の推薦団体として実質的に機能していることに鑑みれば、会派には、女性理事者増員の社会的意義及び使命を十分に考慮し、

具体的に2名以上の女性理事者を安定的かつ継続的に選出するための実効性ある申し合わせをし、2022年度の理事者候補者の推薦に向けて活動を始める責務があると考えられる。

#### (5) ポジティブ・アクションを5年後に見直し

上記(2)ないし(4)で示したポジティブ・アクションの具体的な提案内容は、当会においては会派が中心となって理事者候補者を推薦している現状を踏まえると、賛同が得られやすく、導入の実現可能性が高いことに鑑みて提案するものである。本提案内容は、いずれも会員や各会派の具体的な問題意識と不断の努力によって実現するものであり、短期間で大きな成果を生み出すことは難しいと思われる。

しかし、男女共同参画社会を目指す社会の潮流と、それに伴う弁護士および弁護士会が担うべき役割、使命に鑑みれば、いつまでも悠長な姿勢で臨んでいるわけにはいかず、上記提案内容によるポジティブ・アクションを一定期間導入してもなお、女性理事者の人数が増えないようであれば、ポジティブ・アクションの具体的内容を再検討し、より積極的な措置も視野に入れて見直すべきである。

そこで、上記(2)ないし(4)の方策を導入して5年を経過した後、理事者における女性会員の人数が2名以上となる状態が継続しておらず、その見通しが期待できない場合には、女性理事者を得るための環境整備をより抜本的に行うと共に、いわゆるクォータ制を導入して女性の理事者の定数化や選挙制度の改正を行う等のより積極的なポジティブ・アクションの導入について再度検討することを提案する。

### 5 今後の課題

当PTは、本諮問に対し、以上のとおり、理事者の女性割合を当会会員の女性割合と同程度以上とする本件目標の達成のために、ポジティブ・アクションを導入すること、および導入すべきポジティブ・アクションの具体策を答申するものである。今後、理事者および各会派において人事推薦を担う会員の手によってさらなる検討が加えられ、本件目標の達成に向けて適切なポジティブ・

アクションが導入されることを期待する。

そして、そのためには、新たにワーキンググループを設置する等して、会則改正の内容や会派に提案する申し合わせ案を確定し、また新設する女性会員が理事者に就任することを支援・促進するための環境整備等を所掌する機関ないし部署の組織や活動内容を策定する必要があることを今後の課題として付言する。なお、これらの作業は、当会の男女共同参画推進本部と連携して進められることが不可欠である。

以 上

	PT答申書促進派	PT答申書懐疑派
ポジティブアクション導入の必要性	<p>女性の正副委員長等の数は増えているのに、基本計画策定後、未だ人口比率以上の女性理事者が実現していない以上、ポジティブアクションを導入する必要性がある。</p> <p>右記のような現状を継続させるため、制度導入の意義がある。</p> <p>人口比率を指標とするのは、ひとまずの手がかりであり、それが充足されれば足りるという認識ではない（下記「女性理事者2名の必要性」②③）。</p>	<p>2013年以降毎年女性理事者が出ており、直近5年間では7名出ているので、平均すると1.4名/年であり、大阪弁護士会の女性会員比率（約18%）に達している（理事者8名の18%は約1.44人）。また、2021年度も女性理事者が2名出るとのことであるので、2021年も含めた直近5年間では1.6名/年となり、人口比率を超えている。</p> <p>このように女性理事者の数は増えているのであり、ポジティブアクションを早急に導入する必要性はない。</p>
女性理事者2名の必要性	<p>① 202030からみて、2名以上である必要がある。</p> <p>② 理事者として会の意見に反映させるためには1人の女性理事者では難しい。</p> <p>③ 女性の意見の中にも多様性があり、1名でなく複数名が必要である。</p> <p>④ 基本計画が掲げる種々の施策の目的は、理事者としての意見反映を通じて会内のダイバーシティを図る点にあることからすれば、意見表明の可能性だけでなく、意見の大きさも必要であり、それは女性が複数存在することにより得られるものである。</p>	<p>202030は女性が半分いる世間一般の話であり、弁護士会には妥当しない。</p> <p>2名以上の方が心強いという側面があるのかもしれないが、理事者である以上、2人以上でないと意見が言えないということはありませんし、これまでの1名女性副会長の実績を見ても2名でなければ女性理事者の意見が反映しないということもない。</p>
原因	<p>① 女性が家事負担の多くをしていることは社会の構造的要因であり、種々の活動をしようと思う女性会員であっても、</p> <p>A 弁護士業務 B 弁護士会活動 C 会派活動</p> <p>のいずれかの選択を迫られ、Cを削ることが多い。</p> <p>しかし、理事者になるためには、会派活動をしなければならないため、おのずと女性会員は会派の推薦対象とはなりにくいという構造的要因がある。PT答申書は、会派推薦という枠組みとこれまでの会派推薦の過程には乗りにくい女性会員との調整を図ろうというものである。</p> <p>② 女性理事者のロールモデルが極めて少数にとどまるため、女性会員の意識が醸成されていないことも一因である。また、「制度が意識を変える」という側面が大きいことは看過されてはならない。2弁も制度改定してからは女性理事者複数が実現しており、制度を変えることは意識を変えるうえで必要である。</p> <p>③ 会派における負担なしに理事者になることができる方法を作れば（ポジティブアクションの導入）、理事者になろうとする女性会員は増えるはず。</p>	<p>会派で女性会員の活躍を阻害する要因はない。また、女性の正副委員長も増えている。それにもかかわらず、何故女性理事者が出てこないのかに関する原因論の分析がPT答申書にはない。分析がない以上、適切な対策が立てられないのだから、PT答申書が原因を踏まえた適切な対策なのかわからない。</p> <p>ポジティブアクションを導入しても、女性会員の中から理事者になりたいという人がいなければポジティブアクションを導入しても意味がない。毎年2名以上女性理事者を出せるだけの準備ができていないのではないか。</p> <p>また、女性会員の中から理事者になりたいという人を見出すのは男女共同参画の人たちの努力で克服すべき問題であり、それをポジティブアクションで実現しようとするのはおかしい。</p>
民主手続との抵触	<p>上記のとおり女性特有の社会的要因（構造的要因）に基づくものであるから、ポジティブアクションを導入する正当化事由がある</p>	<p>会派内での民主的手続きを経て選出された候補者がいるにもかかわらず、女性理事者2名以上が達成されていないときには、そのものを降ろして、弁護士会内の機関が推薦する候補者を会派推薦者とするというPT答申書の内容は会派内での民主手続に介入するものであり、民主手続に抵触する。</p>
会則の内容	<p>女性理事者2名以上が必要である理由と同じ。</p>	<p>基本計画のとおり、人口比率以上の女性理事者を実現するように努めるという内容にする方が会員の抵抗も強くないのではないか（2名以上というのは基本計画を超えるものであるから、会員の総意に達していないのではないか）。</p>

	PT答申書促進派	PT答申書懐疑派
その他	この種の問題は、無意識的に立候補の意思も方途も閉ざされていることが考えられるところ、それを克服するためのポジティブアクションの導入を求めているのだから、立法事実として具体的ケースを求めるのは、問題の本質にそぐわない。	立法事実の有無は抽象的な議論レベルで論じるのではなく、具体的ケース（この年度にはこれこれこういう女性候補者がおり、本人も出たがっていたにもかかわらず、会派の方で推薦してもらえなかったなど）で議論すべきではないか。
	社会において相当の長期間に亘り認識されていながら解消されていない最たる課題として、「男女」におけるダイバーシティに取り組むものであり、これを足掛かりとして種々のダイバーシティを実現していくという位置づけである。	多様性の確保が本質であって、男女という性別にこだわるのは発想が古いのではないか。
	できる限り、会派の意向を尊重する制度を提案している。会派の意向と抵触する場面というのは、会派間の協議では2名の女性理事者を選出できない場合に限られている。	会派の意向を無視して機関からの推薦で理事者になったとしても、その理事者出身会派は協力しないので、動員などができないのではないか

## P T 答申書に対する当年度執行部の方針

1. 今年度の臨時総会において会則改正議案をお諮りするか否かは、各会派の意向を尊重しつつ、会員全体の動向に基づき、新型コロナウイルス感染症蔓延の状況を踏まえて、判断する。
2. P T 答申書の提案に基づき機関を新設するものとし、新設機関に求めている機能（答申書 13 頁の①から⑥）については次のとおりとする。
  - (1) 答申書 13 頁の①②③の機能は、既に男女共同参画推進本部が果たしているので、この機能を新しい機関にそれを担わせる必要はない。これまでどおり男女共同参画推進本部が担うのが相当と考える。
  - (2) 理事者の候補にふさわしい女性会員に関する情報を収集し、各会派に対する情報提供機能（⑤⑥）を果たす場として機関を新設する（各派幹事長と男女共同参画推進本部員が新しい機関の必須メンバーとなるので機関を作ること自体が⑥の機能を果たすことになる）。
  - (3) 答申書 13 頁④の機能については、理事者としての経験と女性会員の目線との双方が必要であることから、新しい機関と男女共同参画推進本部とが定期的に女性理事者経験者を交えた協議会を開催し、それを踏まえて検討する。
3. 新しい機関に女性候補者推薦機能を持たせること（答申書 14 頁③）は、機関の目的等とはせず、新機関における議論・調整等の成熟を期する。
4. 会派間申し合わせについては、会派間の議論に委ね、当年度執行部は介入しない。
5. 新しい機関のメンバーは、各派幹事長（7 人）、男女共同参画推進本部からの推薦者（若干名）、前年度及び当年度男女共同参画推進本部担当副会長、その他若干名の構成とする。

なお、その制度的位置づけはワーキンググループとすることを想定して立案しているがなお検討中である。

女性会員が大阪弁護士会の理事者に就任することを促進するための  
環境整備等の検討プロジェクトチーム設置要綱

(名称)

第1条 このプロジェクトチームは、女性会員が大阪弁護士会の理事者に就任することを促進するための環境整備等の検討プロジェクトチーム（以下「本チーム」という。）と称する。

(設置)

第2条 女性会員が本会の理事者に就任することを促進するための環境整備等を検討するため、本会に本チームを置く。

(活動内容)

第3条 本チームは、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 女性会員が理事者に就任することに対する障壁の軽減ないし解消に向けた環境整備のため、理事者の職務のあり方の見直し等に関し提言を行い、当該提言内容を検証すること。
- 二 女性の理事者の候補者となり得る者に関し、選挙規程（会規第46号）第60条の推薦団体の所属の有無及び所属する推薦団体を問わず、資料及び情報を幅広く収集し、整備すること。
- 三 その他女性会員が大阪弁護士会の理事者に就任することを促進するための方策を検討すること。
- 四 前三号の活動のために必要な事項

(構成)

第4条 本チームの委員は、13人以内とし、次の者をもって構成する。

- 一 推薦委員会委員の中から会長が委嘱する者 7人
- 二 男女共同参画推進本部委員の中から会長が委嘱する者 3人
- 三 その他会長が委嘱する者 若干人

2 前項にかかわらず、本チーム設置時の委員は、20人以内とし、次の者をもって構成する。

- 一 令和2年度の推薦委員会委員であって、会長が委嘱する者 7人
- 二 男女共同参画推進本部委員であって、会長が委嘱する者 2人
- 三 令和3年度の常議員であるものから会長が委嘱する者 7人
- 四 その他会長が委嘱する者 若干人

3 本チームに、座長及び副座長若干人を置く。

- 4 座長は会長が指名し、副座長は座長が指名する。
- 5 本チームの事務局は、会長が指名する。

(オブザーバー)

- 第5条 座長は、本チームの議を経てオブザーバーを指名することができる。
- 2 オブザーバーは、座長の許可を得て発言することはできるが、審議に参加することはできない。
  - 3 オブザーバーの人数及び任期は、次のとおりとする。
    - 一 1年任期のオブザーバー 1人  
ただし、本チーム設置時に選任された1年任期のオブザーバーの任期は、選任日から令和4年3月31日までとする。
    - 二 毎年9月1日から翌年3月31日までの任期のオブザーバー 9人以内

(議事の非公開と守秘義務)

- 第6条 本チームの議事は、公開しない。
- 2 委員、オブザーバー及びサポーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

- 第7条 本チームの委員の任期は、次のとおりとする。
- 一 第4条第1項第一号及び第二号の委員  
選任の日から1年間
  - 二 第4条第1項第三号の委員  
選任の日から2年間
  - 三 第4条第2項第一号の委員  
選任の日から令和3年3月31日まで
  - 四 第4条第2項第二号及び第三号の委員  
選任の日から令和4年3月31日まで
  - 五 第4条第2項第四号の委員  
選任の日から令和5年3月31日まで
- 2 第4条第1項第二号及び第三号並びに同条第2項第二号及び第四号の委員は、1回に限り、再任することができる。
  - 3 前項に基づいて再任された場合、委員の任期は、次のとおりとする。
    - 一 第4条第1項第二号及び第2項第二号の委員  
再任の日から1年間

二 第4条第1項第三号及び第2項第四号の委員  
再任の日から2年間

(サポーター)

第8条 座長は、本チームの議を経て、本チームの活動を支援するための資料及び情報を収集し、本チームに収集した資料及び情報を提供する者（以下「サポーター」という。）を委嘱することができる。ただし、サポーターの数は4人以内とする。

2 サポーターは、座長が必要と判断したときに、本チームの会議に出席し、情報提供をするが、本チームの審議に加わることはできないものとする。

3 サポーターの任期は、1年間とする。ただし、本チーム設置時に選任されたサポーターの任期は、令和4年3月31日までとする。

(存続期間)

第9条 本チームの存続期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、本チームの委員の意見を聞いて存続期間を2年間延長することができるものとする。

附 則 (令和3年3月15日 制定)

本要綱は、会長が定めた日から施行する。

附 則 (令和4年8月29日 改正)

1 第4条第1項第三号及び第2項第四号、第5条第3項、第7条並びに第8条第1項の改正規定は、令和4年9月1日から施行する。

2 第4条第1項第二号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

以 上

*会員数は2021年3月31日現在（日弁連弁護士白書2021年版）							
弁護士会	ポジティブアクションの実態	会員数	うち女性会員数	会員に占める女性比率	会長副会長（人）	女性会長副会長（人）	会長副会長に占める女性比率
札幌	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくともここ3年は女性副会長1名が続いており、来年度も女性副会長1名が立候補予定。</li> <li>事実上、女性1名以上になっており、引き受ける人がいる限り、このまま続くものの、どちらかというとな女性の会長がゼロなので、そこが課題。</li> <li>基本計画に、①2027年度までに女性会長が就任することを目指し、環境を整備する、②副会長は1名以上を女性とする状態を継続することが盛り込まれる予定。</li> </ul>	826	128	15.5%	5	1	20%
東弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>3会派から、会長所属会派2：3：1で6人の副会長が出され、夏ぐらいから水面下で、今年は女性が出るのかと情報共有し最低1名、できれば2名を女性で、という調整が行われている。</li> <li>2015年度からは1人、または、2人の女性副会長がおり、2人だったのは、2017年度、2018年度、2021年度、2022年度、2020年度にPTにてクォータ制設置を検討したが、制度を設けずとも2名以上達成されている。</li> <li>第三次基本計画の目標に入れて毎年女性理事者2名以上の輩出に取り組む姿勢を強くだし、毎年の東弁の定期総会で前年の基本計画の達成状況を会員に本部長代行と事務局長とで報告をしている。</li> <li>クォータ制はないが、会員への達成状況の周知や広報により、会全体の女性理事者就任への意識を醸成しつつ、平沢先生や大森先生など多くの個々の先生方や会派のご尽力でつないでいっている。</li> <li>女性副会長クォータ制導入に関する検討PTでは、PTの委員の比較的若手の女性会員からは副会長業務の合理化等の環境整備を進めるべきとの意見が強く出された。</li> <li>また、候補者の給源のことについても、会派を超えて、弁護士会の委員会活動を熱心に行っている会員に目を向けていくべきであるという意見も出された。多様な意見を弁護士会に反映させるためには、給源を広げることの意義は大きい、いろいろな調整や見極めも必要</li> </ul>	8806	1807	20.5%	7	1~2	14~28%
一弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>副会長候補予定者6名は、4会派から3：1：1：1で推薦する慣行がある。</li> <li>第一次男女共同参画基本計画（2019~2023年度）において、「理事者（会長・副会長）に占める女性会員の割合を2/7且つ2名以上とする」との目標を掲げている。</li> <li>毎年度複数回開催される理事者と各派幹事長らとの懇談会（通称「各派懇」）において、各派から次年度推薦予定の副会長候補予定者に女性が含まれるかについての情報を共有し、最低1名、できれば複数名の女性候補者が出るよう事実上調整を行っている。</li> <li>また、常日頃から、女性副会長経験者が、女性会員に個別に声をかけて将来の副会長就任を勧めるとともに、環境整備についても検討しており、2021年度からは、女性副会長経験者有志からの提案を契機として、副会長の月額報酬が30万円から40万円に増額された。</li> <li>女性副会長は、2015年度は2名、2016~2017年度は0名、2018年度は2名、2019年度~2021年度は各1名、2022年度は2名（会長を含めると3名）</li> <li>これまでの慣行等もあり、女性副会長クォータ制導入についての議論は深まっていない。ただ、制度化するかどうかは別にして、会員間に少なくとも一人の女性副会長が必要であり、複数就任することが望ましいとの認識は確実に高まってきている。</li> <li>なお、2021年度から、常議員の女性クォータ制（従前の各派推薦の常議員の外枠で男女共同参画推進本部推薦の女性常議員3名を選出）を導入し、委員会活動等で活躍している女性会員に対し、会の方針決定過程への参加を促す取り組みを行っている。</li> </ul>	6053	1285	21.2%	7	1~2	14~28%
二弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>クォータ制導入済み。</li> </ul>	6064	1307	21.6%	7	2	28%
大阪	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年3月「大阪弁護士会の理事者選任に占める女性会員の割合を高めるための方策検討PT」より執行部へ答申（ポジティブアクションを導入することの必要性）。</li> <li>2021年より「女性会員が大阪弁護士会の理事者に就任することを促進するための環境整備等の検討PT」が始動。</li> <li>2013年から毎年1名以上、2017・2020・2021は2名の女性理事者が就任しているが、2023年は0人の見込み。2024年以降に向けて対応を検討中。</li> <li>副会長業務の合理化等の環境整備が必要（会派は女性副会長候補者の発掘に尽力しているが、負担の重さから、男女を問わず引き受け手探しに苦慮）。</li> </ul>	4787	881	18.4%	8	0~2	0~25%
広島	<ul style="list-style-type: none"> <li>2012~2022年度まで連続して、女性副会長が最低1名就任（なお、2017年度は女性会長+女性副会長2名だった）。</li> <li>会長候補者が副会長候補者を打診。この際、女性を1名入れるよう意識している。</li> </ul>	614	106	17.3%	6	1~2	16~33%
島根	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018~2022年度まで連続して、女性副会長が就任。2022年度は女性会長と副会長1名が女性で女性割合が50%。</li> <li>事実上、会長候補者が意識的に副会長候補者への打診に際し、女性を1名入れるよう意識している。</li> </ul>	83	21	25.3%	4	1~2	25~50%
福岡	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年1人は女性を入れるようにしている。会長予定者の努力によるところが多い</li> </ul>	1411	258	18.3%	6	1	16%
奈良	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長が副会長3名を選任する方式で、1人は女性を入れるよう意識している。</li> </ul>	184	30	16.3%	4	1	25%
滋賀	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長1名、副会長3名、女性を1人以上入れるようにしている。女性会長が3年続き、女性会長の年は女性副会長と合わせ、女性比率50%</li> </ul>	158	36	22.8%	4	1~2	25~50%
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画に、理事会役員（副会長・理事）について、副会長は1名以上、理事は2名以上など、理事会役員に3名以上の女性会員が就任することを目指す、と規定をしている。</li> <li>選任方法は、会長予定者が打診をし、立候補、選挙という手続きをとる。</li> </ul>	275	41	14.9%	5	1	20%
埼玉	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度より、毎年1名（本年度は2名）女性副会長が就任。・会長・副会長ともに選挙で選任されるが、ここ数年は無選挙。会長が打診した女性候補（毎年1名）がそのまま副会長に選任されている。本年度はこれに「派閥神」からもう1名が選任された。</li> </ul>	927	159	17.2%	8	2	25%

*会員数は2021年3月31日現在（日弁連弁護士白書2021年版）							
弁護士会	ポジティブアクションの実態	会員数	うち女性会員数	会員に占める女性比率	会長 副会長 (人)	女性会長副 会長 (人)	会長副会長 に占める女 性比率
岡山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長4名。2020年度前は男性副会長のみが続いていたが、2020年度は副会長のうち女性2名、その後は2年続けて女性が1名入っている状態である。</li> <li>・選任方法は、事実上、会長候補者が副会長候補者に打診して内諾を得ている。</li> <li>・2021年度に総会決議により常議員のクォータ制（3割を女性とすることを旨とする）が導入され、理事者に女性がいる場合は常議員のクォータ制は適用されないというルールが採用されている。</li> </ul>	407	92	22.6%	5	1~2	20~40%
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長4名。2020~2022年度は、副会長のうち1名は女性。</li> <li>・選任方法は、事実上、会長候補者が副会長候補者に打診して内諾を得ている。なるべく副会長1名は女性を入れたいという雰囲気はあると思われる（が、期の関係などで適任者がおらず、入れられない場合もある）。</li> </ul>	229	32	14.0%	5	1	20%
仙台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長4名。2021年は、副会長のうち2名が女性。2022年度は、副会長のうち1名が女性。</li> <li>・会長候補者が副会長候補者に打診して内諾を得て、立候補のうえ選出されている。会長候補者は、なるべく副会長1名は女性を入れるように意識していると思われるが、制度上の対策は未整備である。</li> </ul>	480	74	15.4%	5	1	20%
鳥取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名、副会長3名。常議員9名。</li> <li>・申し合わせにより、上記13名のうち3名を女性にすることとしている。常議員会には、性別の外、本庁支部、若手枠、半数改選などの申し合わせがある。</li> <li>・会長選考委員会が会長候補を推薦、推薦された会長候補が副会長候補を推薦する。それを前提に申し合わせに合うように常議員会で常議員候補者を選任する。</li> <li>・会長副会長は全会員を候補者とする選挙だが被推薦者が選出される。常議員は総会で承認。</li> </ul>	65	11	17.6%	4	1~2	25~50%
京都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度は会長が女性、副会長のうち1名が女性。2022年度は副会長のうち1名が女性。副会長は、会派（時に無所属）から推薦を受けて選任。副会長の業務紹介の機会をもつなどといった催しはもっている。</li> </ul>	819	175	21.6%	5	1~2	20~40%
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長1名 副会長5名。</li> <li>・従来は、該当年度各期の各期と4支部から順次推薦されていたが、なかなか候補者がそろわなくなり、近時は、会長候補者の声掛けにより候補者となることが多いようである。</li> <li>・1990年に最初の女性副会長が選任され、その後も選任間隔が少しあく時もあったが、比較的年コンスタントに女性副会長が選任されており、2014年度以降は（1年を除き）、副会長が会長のいずれかに女性が選任されており、本年と昨年は5名中2名の副会長が女性である。</li> <li>・これまで23名の女性副会長が選任されている（うち会長経験4名）。</li> </ul>	1738	340	19.8%	6	1~2	16~33%
兵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2021年度に、規定を改正し、副会長の人数を4から5名に増員した。あえて明記はされていないが、この改正は、1名は女性副会長が就任することを前提とした増員であった。</li> <li>・これにより、2022年度は、女性副会長が1名となった（その前に女性副会長が就任したのは、2019年度であった。2021年度までの過去10年間でみると、女性会長1名、女性副会長3名）。</li> </ul>	998	206	20.6%	5	1	20%

## 第二東京弁護士会会則一部改正の件

第二東京弁護士会会則：新旧対照表	
旧	新
<p>第37条 役員は、毎年2月弁護士会員の中から選挙する。</p> <p>2 選挙に関する事項は、会規をもって定める。</p> <p>第37条の2 (略)</p> <p>第37条の3 (新設)</p>	<p>第37条 役員は、毎年2月弁護士会員の中から選挙する。</p> <p><u>2 本会は、前項の役員のうち副会長について、男性及び女性の比率がいずれも30%以上となるよう、環境の整備に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 選挙に関する事項は、会規をもって定める。</u></p> <p>第37条の2 (略)</p> <p><u>第37条の3 副会長の選挙における立候補者の数が、第34条第2号に規定する定員を超える場合において、その立候補者中、女性である立候補者（以下「女性立候補者」という。）の数が2名以内のときは、当該女性立候補者については投票を行わず、投票によらない副会長候補者とする。この場合においては、他の男性である立候補者（以下「男性立候補者」という。）についてのみ投票を行い、男性立候補者のうち有効投票の多数を得た者から順次所定数に充つるまで当選者とする。</u></p> <p><u>2 前項本文に規定する場合において、立候補者中、女性立候補者の数が3名以上のときは、立候補者全員につき投票を行い、女性立候補者の中で有効投票の多数を得た上位2名については当然に当選者とし、それ以外の女性立候補者は、男性立候補者とともに、有効投票の多数を得た者から順次所定数に充つるまで当選者とする。</u></p>

<p>第41条 常議員会は、次に掲げる事項を議決する。  (1) ～ (16) (略)  (新設)</p> <p>(17) 総会において常議員会の議決によることを相当と認めた事項</p>	<p><u>3 第1項の投票によらない副会長候補者については、会長は、選挙が実施された年の3月31日までに投票によらないことについての常議員会の承認を求めなければならない。</u></p> <p><u>4 前項の承認があったときは、投票によらない副会長候補者は、選挙が実施された年の4月1日以降の1年間の副会長に当選したものとみなす。</u></p> <p><u>5 第3項の承認が得られなかったときは、副会長の欠員につき新たに選挙を行う。</u></p> <p>第41条 常議員会は、次に掲げる事項を議決する。  (1) ～ (16) (略)  <u>(17) 第37条の3第3項に基づく投票によらない副会長の承認に関する事項</u>  <u>(18) 総会において常議員会の議決によることを相当と認めた事項</u></p> <p>附則 ( 年 月 日会則第 号)  <u>1 第37条第2項、第3項及び第37条の3 (新設) 並びに第41条第1項第17号、第18号の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。</u></p> <p><u>2 本会は、前項の改正規定の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p>
---	--

長の許可を得た者については、この限りでない。

(議事録)

第五十五条 総会の議事については議事録を作り、議長及び出席した弁護士である会員二人以上がこれに署名押印して本会に保存する。

2 代議員会の議事については議事録を作り、議長及び出席した代議員二人以上がこれに署名押印して本会に保存する。

(会規への委任)

第五十五条の二 総会及び代議員会に関する事項は、この会則に規定するもののほか、会規で定める。

第六章 役員

(役員の種類)

第五十六条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 十五人
- 三 理事 七十五人
- 四 監事 五人
- 2 副会長のうち二人以上は、女性が選任されなければならない

- 25 -

らない。

3 本会は、理事に占める女性の割合が三十パーセント以上となるよう、環境整備に努める。

4 理事のうち会規で定める人数は、女性が選任されなければならない。

5 理事のうち若干人を常務理事とする。

(会長及び副会長)

第五十七条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を行う。

3 副会長が会長の職務を行う順位は、あらかじめ会長が指定した順序により、その指定がないときは、その弁護士の登録番号の順序による。

(理事会の構成等)

第五十八条 会長、副会長及び理事は、理事会において会務を審議する。

2 理事は、会規に定める方法により、当該会議の場所以外から理事会に出席することができる。

3 理事会における議決は、法律又はこの会則に別段の定めがある場合を除いては、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 26 -

役員選任規程

(昭和二十四年十月十六日会規第八号)

改正 昭和四九年 二月二三日

平成二〇年 二月五日

同 二九年 二月 八日

令和 元年 二月 六日

第一条 日本弁護士連合会（以下「連合会」という。）の副会長、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任については、日本弁護士連合会会則（以下「会則」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 会則第六十一条の四の規定により役員を選任すべき代議員会は、現在の役員任期の終わる年の三月中にこれを開かなければならない。

第三条 役員を選任は、会則第五十六条第一項に規定する順序に従って各別に行う。

第四条 役員を選任は、選挙による。

2 前項の選挙は、代議員会において代議員の単記無記名投票によりこれを行う。

- 1 -

3 代議員の選挙権は、各代議員一人につき一個とする。

4 前項の選挙権は、代議員会に出席してこれを行使しなければならない。但し、会則第五十二条の規定により他の代議員の議決権の行使を代理する出席代議員は、当然本人に代つてその選挙権を行使することができる。

5 第一項の規定にかかわらず、副会長のうち女性二人は、次条に規定する男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会が推薦する者の中から、代議員会の決議により選任する。

6 前項の決議による選任が行われず、かつ、会則第五十六条第二項に規定する女性の副会長の員数に満たなかつたときは、前項の例に従つて代議員会の決議により速やかにその欠員につき新たに選任をしなければならない。

7 会則第五十六条第四項の会規で定める人数は四人とし、第一項の規定にかかわらず、当該四人は、第四条の三に規定する男女共同参画推進特別措置実施のための理事候補者推薦に関する協議会で決定した四つの弁護士会連合会が推薦する女性から、代議員会の決議により選任する。

8 前項の決議による選任の全部又は一部が行われなかつたときは、同項の例に従つて代議員会の決議により速や

- 2 -

令和4年10月5日

各派幹事長 各位

大阪弁護士会  
会長 福田 健次

## 女性理事者の人数（割合）に関する努力義務規定新設の件（お願い）

前略 各派におかれては、平素より会務に対して多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、女性理事者の人数（割合）に関する努力義務規定新設の件で、各派幹事会にて説明の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

つきましては、下記日時に開催されます各派幹事会に上田副会長が参加のうえ、説明及び質疑応答をさせていただきますので、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。事前に説明資料をデータでお送りいたしますので、適宜ご準備いただければ幸いです。

草々

## 【第1回】

一水会	10月 5日（水）	18時～
友新会	10月12日（水）	12時～
法曹同志会	10月13日（木）	12時～
春秋会	10月18日（火）	12時～
法友倶楽部	10月19日（水）	12時～
五月会	10月21日（金）	12時～
法曹公正会	10月26日（水）	12時～

## 【第2回】

11月 2日（水）	18時～
11月 9日（水）	12時～
11月22日（火）	17時～
11月22日（火）	12時～
11月16日（水）	16時～
11月18日（金）	12時～
11月17日（木）	12時～

※ 11月度幹事会で説明会を実施するかどうかは、10月度幹事会での説明会の状況によって判断させていただきます。それまでは両日を確保しておいていただきますようお願いいたします。

以上